

# ウエストワンズカンツリー倶楽部 入退会規約

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本規約は、ウエストワンズカンツリー倶楽部細則（以下細則という）第2条に基づき、ウエストワンズカンツリー倶楽部（以下倶楽部という）として入会する者の資格及び入退会の手続き等を定めるものである。

## 第2章 入会資格

### 第2条 (入会資格)

倶楽部の会員として入会を申込み者（以下入会申込者という）は、会則第2条に規定する倶楽部の目的を理解し、円満な倶楽部ライフを営むことにふさわしい人物と認められる者で、次の条件の全てを満たす者でなければならない。

- 1) 他クラブで除名または会員資格の停止もしくはそれに類する処分を受けたことがないこと
- 2) 暴力団員並びにその関係者でないこと
- 3) 刺青をしていないこと
- 4) 過去5年以内に破産手続開始決定を受けていないもの
- 5) 倶楽部の品位を傷つけ、名誉を毀損し、または秩序を乱すおそれがないこと
- 6) 会員（在籍1年以上の者に限る）1名の推薦があること

### 第3条 (推薦保証人)

入会申込者の入会を推薦する会員（以下推薦保証人という）は、その者の入会資格を保証し、入会後もその者の後見を果たすものとする。

## 第3章 入会申込及び審査

### 第4条 (入会の申込)

入会申込者は、次の書類を会社に提出しなければならない。

- 1) 入会申込書（所定用紙）
- 2) 住民票または登録済証明書（法人は、記名者の物） 1 通 ※発行後 3 ヶ月以内の物
- 3) 印鑑登録証明書（法人の場合は法人の物） 1 通 ※発行後 3 ヶ月以内の物
- 4) 法人の場合は、当該法人の商業登記簿謄本 1 通 ※発行後 3 ヶ月以内の物
- 5) 誓約書（所定用紙に自署、捺印したもの）

#### 第 5 条（入会申込者の審査及び入会決定）

入会申込者は、入会資格について細則第 3 条に定める入会資格審査を受けるものとする。

2. 会社は、前条に規定する書類の審査及び必要事項について調査し、入会申込者と面接を行い、入会申込者が会員として適格か否かを審査する。なお、書類の審査、必要事項の調査の結果により不適格と認められる入会申込者については、その後の審査を打ち切るものとする。
3. 会社は、入会申込者について特別な議決を行った場合、書類審査を除くその他の審査を省略することができる。
4. 会社は、入会申込者の入会を承認し、または入会を拒否したときは、本人並びに推薦保証人に対し、入会通知書または、入会拒否通知書を送付するものとする。
5. 会社は、入会を拒否した入会申込者及び推薦保証人に対し、拒否の理由、審議経過等について何等の通知、回答の義務を負わず、拒否に係る異議申し立てについては、一切これを受理しない。
6. 会社は、入会承認通知書発給後、入会申込書に虚偽の記載事項を発見したときには、承認を取り消すことができる。

#### 第 6 条（再入会の制限）

退会した会員は、退会が受理された日以降 3 年を経過しなければ再入会することができない。但し、会員の種別変更、親族間の譲渡及び相続による入会、その他特別な事情がある場合はこれを除く。

## 第7条（法人の記名者変更）

法人会員の記名者変更の手続きについては、本規約に定める手続きを準備するものとする。

## 第4章 退会及び会員契約上の地位の承継

### 第8条（退会手続き）

会員が会社に対し退会の意思表示をするときには、会社が指定する退会申請書を会社に提出しなければならない。

### 第9条（承継手続き）

会員は、会員契約上の地位を譲渡しようとするときは、次の書類等を揃えて会社に提出するとともに、会員契約上の地位の承継及び会員資格の取得について会社の承認を得なければならない。

- 1) 名義書換申請書
- 2) 会員証書
- 3) 印鑑証明書
- 4) 譲渡通知書

2. 会員契約上の地位を相続しようとする者は、次の書類等を揃えて会社に提出するとともに、会員契約上の地位の承継及び会員資格の取得について会社の承認を得なければならない。

- 1) 名義書換申請書
- 2) 会員証書
- 3) 印鑑証明書
- 4) 遺産分割協議書、遺言等の相続の事実を確認できる資料
- 5) 除籍謄本、戸籍謄本等

### 第10条（手続きの保留）

会員契約上の地位の譲渡・相続または預託金の返還請求において、当該会員契約上の地位にかかる会員権に対して差押えまたは仮差押えがなされた場合、会社はその権利の帰趨が確定するまで当該会員契約上の地位に係る申請は受理しない。

2. 会員契約上の地位の譲渡・相続において、会社に支払うべき倶楽部の年会費並びにその他の料金に未納金がある場合、会社はこれらの精算が完了するまでの間、当該会員契約上の地位に係る申請は受理しない。

#### 第 1 1 条（権利義務の移転）

会員の名義書換における権利義務の移転について、譲渡人及び譲受人の名義書換申請書が会社に受理された時をもって譲受人に移転し、譲渡人は会社及び倶楽部に対する一切の権利義務を失う。

#### 第 1 2 条（名義書換料）

譲渡・相続による入会の承認を受けたものは、別に定める名義書換料（法人会員の記名者変更の場合は記名者変更料）を会社に納付するものとし、入会承認通知後 1 ヶ月以内にこれを納付しないときは、当該承認はその効力を失う。

2. 会員の 2 親等以内の親族が、当該会員の保有する会員契約上の地位を譲受け、または相続により取得して名義書換を行う場合は、名義書換料は免除とするが、会社が別途定める親族譲渡手数料を会社に納付するものとする。但し、この場合の名義書換料の免除は 3 年間に 1 回限りとし、譲受人の入会資格審査は本規約に定めた基準により行うものとする。

### 第 5 章 会員証書の発行

#### 第 1 3 条（会員証書等の発行）

倶楽部は、入会を承認された会員に対し会員証書、バッグ札を交付する。

#### 第 1 4 条（証書の紛失）

会員は、証書を紛失または消失したときは、速やかに会社に対し、紛失届並びに再発行申請書を提出し、再交付を受けなければならない。

2. 再発行申請後発見された紛失届に係る証書は、無効とする。この場合、会員は当該証券を発見したときは直ちにこれを会社に返還しなければならない。

## 第6章 補則

### 第15条（疑義事項等）

本規約の規定に疑義の生じた事項、並びに本規約の施行に関し必要な事項は、会社の定めるところによるものとする。

### 付 則

本規約は平成26年9月1日より施行する。

以上